

令和5年6月5日
自動車局保障制度参事官室**「自動車事故被害者受入環境整備事業(被害者保護増進等事業費補助金)」
の公募を本日から開始します！**

～自動車事故による重度後遺障害者を受入れている施設等を支援します～

交通事故により重度の後遺障害を負われた方を介護する御家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合(いわゆる「介護者なき後」)への不安が強く寄せられています。

一方、そういった重度の後遺障害を負われた方々を受け入れられる場の数の絶対数が少なく、さらに介護職員は厳しい人手不足の状況となっていることから、自動車事故被害者の新規入居は困難であり、これまで以上に充実した対策が求められています。

国土交通省としては、こうした声に応えるべく、介護者なき後を見すえ、被害者の方が安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、グループホーム等の新設及び人材確保や設備導入等に係る経費の支援を行うこととしております。(別紙参照)

本日より令和5年度実施分に係る公募を開始しますのでお知らせします。

1. 本補助事業の概要

・補助対象施設

①障害者支援施設 ②グループホーム

※自動車事故による重度後遺障害者が入所している、又は入所の予定があること。

・補助上限額及び補助対象経費

開設(増設)初年度：1,500万円

①人材雇用費 ②新規施設支援費 ③求人情報発信費 ④研修等経費

開設次年度以降：1,000万円

①賃金改善費 ②入所施設支援費 ③求人情報発信費 ④研修等経費

2. 公募期間等

・募集期間

令和5年6月5日(月)～令和5年6月30日(金)

・事業実施期間

採択日～令和6年3月31日(日)

3. 本補助事業の応募方法・問い合わせ先

(1) 応募方法等

(詳細はこちら https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000136.html)

(2) 事務局問い合わせ先

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局(自動車事故被害者受入環境整備事業)

メールアドレス ukeirekankyou!koutsujiko-mlit.jp (!を@に置き換えてください)

■問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 大橋、佐々木、福田

電話：03-5253-8111(内線41418) 03-5253-8580(直通)

補助対象事業者等

グループホーム等の新設を支援するとともに、介護職員の待遇改善や設備導入にかかる経費を補助

新規・増設年度(新設等支援費)

開設準備段階や開設後障害福祉サービス等報酬を得られるまでの間における資金繰りを支援

補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム
※新設・増設初年度に限る。

補助内容

グループホームや障害者支援施設の新設・増設の際に必要な初年度経費の一部

- ① 介護職員の人材雇用に係る経費
- ② 介護機器等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費
- ④ 研修等経費

補助率

1/2(入居予定者のうち事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

上限額

1,500万円

開設次年度以降(継続経費)

対前年比での賃金改善や求人広告費、介護機器の導入経費等を支援

補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム

補助内容

グループホームや障害者支援施設の自動車事故被害者受入に必要な経費の一部

- ① 介護職員の賃金改善に係る経費
- ② 介護機器等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費
- ④ 研修等経費

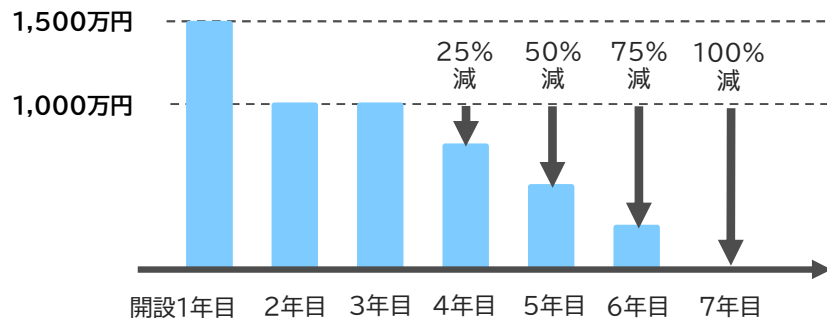
補助率

1/2(入居者のうち事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

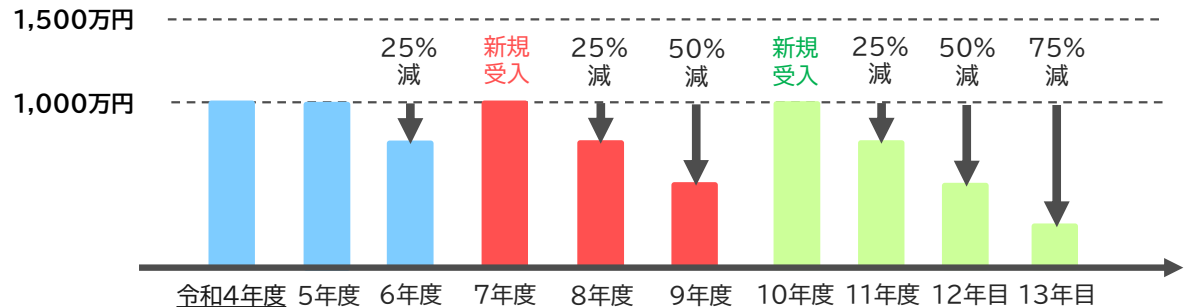
上限額 下記参照

継続経費の補助上限額の考え方

開設時以後新たな事故被害者の受け入れがない場合



開設した年度が令和3年度以前で事故被害者の受け入れがある場合
(例: 令和7年度、令和10年度に新規受け入れた場合)



開設年度が令和3年度以前の補助対象事業者にかかる令和4年度の補助上限は1,000万円となります。